

標題 : 総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について（2024年4月1日施行の勤務間のインターバル確保関係）」
発信番号 : 自治労情報2024第0072号
発信日付 : 2024年3月30日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は3月29日、通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について（2024年4月1日施行の勤務間のインターバル確保関係）」を发出了しました。

通知では、国家公務員については、人事院規則15-14 第1条の2を新設し、省庁の長の責務として、勤務間のインターバルを確保する努力義務を課すこと、勤務間インターバルの目安時間を11時間とすること、施行期日を2024年4月1日とすること、とされたことから、地方公務員についても国家公務員における取組も参考にして具体的な取組について検討いただきたい、としています。

その際、早出遅出勤務やフレックスタイム制の活用についても検討いただきたいとしています。が、関連して別途改正された人事院規則とも関わって、自治体における対応については検討すべき事項が多岐にわたっています。

こうしたことから、勤務間インターバルの導入及びフレックスタイム制等の改正にかかる総務省等の通知については、内容整理を図りつつ、4月24日の第3回県本部労働条件担当者会議において説明することとします。

发出された通知については、以下のとおりです。

添付ファイル :
総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について」.pdf
人事院通知「勤務間のインターバル確保について」（参考）.pdf
人事院規則改正前後表（参考）.pdf